

## 六甲山系の老朽家屋等解体補助金交付要綱

令和5年9月20日経済観光局長決定

### (目的)

第1条 この要綱は、登山者の安心・安全の確保及び景観向上のため、六甲山系の老朽家屋等（以下「老朽家屋等」という。）の解体除却工事に対し、補助金を交付することにより、観光振興を図ることを目的とする。

なお、補助金の交付については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月規則第38号。以下「補助金規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 所有者等 老朽家屋等の所有者若しくは管理者、相続等により所有者となる者、又は老朽家屋等の所有者が不存在で民事執行法（昭和54年法律第4号）第171条に規定する代替執行の決定を得た当該老朽家屋等の敷地の所有者をいう。
- (2) 補助事業者 補助事業を行う者をいう。
- (3) 解体工事業者等 建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項に規定する解体工事業者の登録を受けた者をいう。
- (4) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (5) 暴力団員 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

### (補助事業の要件)

第3条 補助事業は、次の各号に掲げるすべての要件に該当するものの解体除却工事とする。ただし、第1条に定める目的に資するものとして市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第5条第1項の規定により指定された瀬戸内海国立公園六甲地域（神戸市内に限る。）又は主要登山道のうち布引道・青谷道・上野道・大師道（再度谷）沿いから目視で確認できる範囲（以下「対象範囲」という。）に存する家屋又はその他工作物であること。
  - (2) 腐朽又は破損のあることが目視で確認できるものであること。
  - (3) 解体除却を行うことで対象範囲における登山者の安心・安全の確保及び景観向上に資すると認められるものであること。
- 2 補助事業は、原則として敷地全体を更地の状態とするものであること。ただし、老朽家屋等の一部又はこれに附属する門、塀その他の工作物を残置することが安全上やむを得ない場合は

この限りでない。

(補助事業者の責務)

第4条 補助事業者は、当該補助事業に係る関係法令を遵守し、補助金の交付の目的に従って誠実に補助事業を実施しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業完了以降においても当該補助事業を実施した土地を適切に管理しなければならない。
- 3 補助事業者は、市長より求めがあった場合には、現地への立入りや追加の写真提供を協力しなければならない。

(補助事業者の要件)

第5条 補助事業者は、次の各号に掲げるすべての要件に該当する者とする。

- (1) 第2条に規定する老朽家屋等の所有者等であること。
- (2) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (3) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と補助事業に係る契約等を締結していないこと。
- (4) 当該老朽家屋等について、国又は地方公共団体その他の公共団体による他の補助金等の交付を受けていないこと。
- (5) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第10条第2項及び第3項、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第3項並びに神戸市空家空地対策の推進に関する条例（平成28年6月条例第3号）第14条第1項に規定する命令を受けていないこと。

(補助金の交付額等)

第6条 補助事業の対象となる経費は、補助事業者が実施する補助事業に要する経費のうち、次の各号に掲げるものであって、かつ解体工事業者等へ請け負わせて実施するものに限る。

- (1) 老朽家屋等の解体除却（動産の撤去を除く。）に要する経費
  - (2) 老朽家屋等に附属する門、塀その他の工作物の撤去に要する経費
  - (3) その他市長が必要と認める経費
- 2 補助金の額は、予算の範囲内において、補助事業1件につき前項に規定する補助事業の対象となる経費の額又は350万円のいずれか少ない方の額を限度とする。なお、補助事業者が法人等の場合は、補助事業の対象となる経費の額から消費税相当額を除いて算定する。

(交付の申請)

第7条 補助事業者は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金の交付を申請するときは、補助金交付申請書（様式第1号）及び次の各号に掲げるすべての関係書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 付近見取図
- (2) 配置図（敷地と道路（幅員含む）との関係、老朽家屋等の配置、附属する門、塀その他の工

- 作物の位置、立木竹の位置等を記載したもの)
- (3) 現況写真（2ヶ月以内のもの）
  - (4) 建物の登記事項証明書（3ヶ月以内のもの）
  - (5) 工事見積書の写し
  - (6) 前各号に掲げるほか、市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第8条 市長は、補助金規則第6条による補助金の交付決定を行うときは、その旨を補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、補助金規則第6条第3項による補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、補助金不交付決定通知書（様式第3号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助事業の変更等）

第9条 補助事業者は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第4号）を、同項第2号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めるときはその旨を補助金交付決定変更通知書（様式第6号）又は補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとし、当該変更を承認することが不相当であるときは、承認しない理由を付して、その旨通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助金規則第15条に基づき補助事業の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を当該補助事業等の完了後、解体除却工事が完了した日から起算して30日を経過した日までに市長へ提出しなければならない。ただし、市長が特に認める場合はこの限りでない。

- (1) 補助事業実績報告書（様式第8号）
- (2) 解体除却工事に係る契約書の写し
- (3) 補助事業者が解体工事業者等に解体除却工事に要する経費を支払ったことがわかるもの（領収書の写し又はそれに代わる証明の写し）
- (4) 解体除却工事後の写真

（交付額の確定）

第11条 市長は、補助金規則第16条による補助金の交付額の確定を行ったときは、次に掲げる書類により、速やかに補助事業者に通知するものとする。

- (1) 補助金額確定通知書（様式第9号）
  - (2) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、確定した補助金の交付額が、第8条に規定する補助金の交付の決定における交付予定額と同額である場合は、前項の規定による通知を省略することができる。

(補助金の支払い)

第 12 条 市長は、補助金の交付額の確定後、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第 13 条 市長は、補助金規則第 19 条による補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第 10 号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、補助金返還命令書（様式第 11 号）により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(申請等の委任)

第 14 条 補助事業者は、次の各号に規定する行為について委任することができる。

(1) 第 7 条、第 9 条及び第 10 条に規定する申請の手続き

(2) 第 12 条の規定により交付される補助金の受領

2 補助事業者は、前項第 1 号の手続きを委任する場合、申請手続委任状（様式第 12 号）を市長に提出しなければならない。

3 補助事業者は、第 1 項第 2 号の補助金の受領を委任する場合、第 7 条に規定する補助金交付申請書（様式第 1 号）にあわせて、受領委任状（様式第 13 号）を市長に提出しなければならない。

(施行細目の委任)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、経済観光局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 9 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 50 号）の施行の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

# 補助金交付申請書

年 月 日

神戸市長 宛

<申請者>

住所	(〒 - )
団体名 (法人の場合)	
氏名 (法人は役職・ 代表者名)	(フリガナ)
連絡先	

<振込先口座>

金融機関名	銀行	支店
預金種目	1. 普通      2. 当座      3. その他	
口座番号		
口座名義		

※ 口座名義は、申請者と同一の名義であること。

※ 補助金の交付について受領委任状を提出する場合は、この振込先口座欄には記入しないこと。

※ 振込先金融機関がゆうちょ銀行の場合、口座番号は下1桁を記載せず7桁を記載すること。

裏面に記載の六甲山系の老朽家屋等解体補助事業の補助金の交付について、申請します。

なお、本申請の内容並びに関係書類について事実と相違のないこと及び申請資格を満たすことを誓約するとともに、市が補助金の交付に必要な範囲内において関係機関へ照会及び情報提供することを承諾します。

(裏面)

記

老朽家屋等の 所在地	(地番を記載)	(住居表示があれば記載)
補助事業の期間	着手予定	年 月
	完了予定	年 月
見積書の金額	円	
添付書類	別紙のとおり	
補助要件を満たす ことの確認 (すべてにチェックが 無い場合、補助 できません)	<input type="checkbox"/> 対象範囲に存する家屋等である ( <input type="checkbox"/> 瀬戸内海国立公園六甲地域(神戸市内) 又は <input type="checkbox"/> 主要登山道沿い) <input type="checkbox"/> 腐朽又は破損のあるものである <input type="checkbox"/> 解体除却により神戸の山の景観等向上に資するものである	
解体工事業者等	別添のとおり(許可書又は登録書等の写し) ※必須	
<確認> ・消費税課税事業者にあつたりますか。 <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 暴力団員等ではありません <input type="checkbox"/> 当該家屋等は重要文化財等に指定されていません <input type="checkbox"/> 別の公共団体等から解体補助を受けていません (過去に住宅耐震改修工事費補助等を受けていません)		
<解体後の土地の活用の予定について> <input type="checkbox"/> 売却(建売)予定 <input type="checkbox"/> 建替予定 <input type="checkbox"/> 他用途( )に利用する予定 <input type="checkbox"/> 検討中(しばらく空き地として管理する) <input type="checkbox"/> その他( )		
補助対象建物の除却前後の写真を、普及啓発等に活用させていただくことがあります。 <input type="checkbox"/> 了承しました <input type="checkbox"/> 了承しません		

## 補助金交付決定通知書

（公印省略）

第 号

年 月 日

様

神戸市長

年 月 日付で申請のあった六甲山系の老朽家屋等解体補助事業については、次のとおり交付することに決定したので通知します。

### 記

補助金の交付対象事業 及びその内容	補助金交付申請書に記載のとおり
補助金の額	円
交付の条件	

様式第3号（第8条関係）

## 補助金不交付決定通知書

（公印省略）

第 号

年 月 日

様

神戸市長

年 月 日付で申請のあった六甲山系の老朽家屋等解体補助事業については、下記の理由により不交付とすることに決定したので通知します。

記

不交付とした理由

## 補助金交付決定内容変更承認申請書

年 月 日

神戸市長 宛

住所	(〒 - )
団体名 (法人の場合)	
氏名 (法人は役職・ 代表者名)	(フリガナ)
連絡先	

年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった六甲山系の老朽家屋等解体補助事業について、次のとおり交付決定の内容を変更したいので、承認願いたく申請します。

なお、本変更承認申請の内容並びに関係書類について事実と相違のないことを誓約します。

### 記

見積り金額	(変更前) 円	(変更後) 円
変更前の申請者名 (申請者変更の場合のみ)		
変更の内容・理由		
添付書類		

## 補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

神戸市長 宛

住 所	(〒 - )
団体名 (法人の場合)	
氏名 (法人は役職・ 代表者名)	(フリガナ)
連絡先	

年 月 日付 第 号をもって交付決定（変更）のあった六甲山系の老朽家屋等  
解体補助事業について、次のとおり中止（廃止）したいので、承認願いたく申請します。

記

中止（廃止）の理由	
中止（廃止）の期日	年 月 日

## 補助金交付決定変更通知書

（ 公 印 省 略 ）

第 号

年 月 日

様

神 戸 市 長

年 月 日付 第 号で変更申請のあった六甲山系の老朽家屋等解体補助事業について、次のとおり承認することに決定したので通知します。

記

補助金の交付対象事業 及びその内容等	補助金交付決定内容変更承認申請書に記載のとおり	
補助金の額	当初交付決定額	円
	変更交付決定額	円
	差引交付決定額	円
交付の条件		

## 補助事業中止（廃止）承認通知書

（公印省略）

第 号

年 月 日

様

神戸市長

年 月 日付 第 号で中止（廃止）申請のあった六甲山系の老朽家屋等解体補助事業について、次のとおり承認することに決定したので通知します。

### 記

交付決定日・番号	年 月 日付 第 号
中止（廃止）の期日	年 月 日

## 補助事業実績報告書

年 月 日

神戸市長 宛

住所	(〒 - )
団体名 (法人の場合)	
氏名 (法人は役職・ 代表者名)	(フリガナ)
連絡先	

年 月 日付 第 号をもって交付決定（変更）のあった六甲山系の老朽家屋等解体補助事業について、その実績を報告します。なお、本実績報告書の内容並びに関係書類について事実と相違のないことを誓約します。

記

補助事業の期間	着手年月日 (契約日)	年 月 日
	完了年月日 (領収書日付)	年 月 日
契約金額	円	
添付書類	・ 解体工事請負契約書の写し ・ 解体工事代金領収書の写し ・ 工事完了したことが確認できる写真	

## 補助金額確定通知書

（ 公 印 省 略 ）  
第 号  
年 月 日

様

神 戸 市 長

年 月 日付 第 号で交付決定のあった六甲山系の老朽家屋等解体補助事業について、補助金の額を確定したので通知します。

記

補助金の確定額	円
特記事項	

## 補助金交付決定取消通知書

（ 公 印 省 略 ）

第 号

年 月 日

様

神 戸 市 長

年 月 日付 第 号で交付決定した六甲山系の老朽家屋等解体補助事業については、次のとおり交付決定を取消したので通知します。

### 記

補助金の額	円
取消しの理由	

## 補助金返還命令書

( 公 印 省 略 )

第 号

年 月 日

様

神 戸 市 長

年 月 日付 第 号で取消しを通知した六甲山系の老朽家屋等解体補助事業について、六甲山系の老朽家屋等解体補助金交付要綱第13条第 2 項に基づき、補助金の返還を次のとおり命令する。

### 記

- 1 返還金額
- 2 返還期限
- 3 加算金及び遅延利息

## 申請手続委任状

年 月 日

神戸市長 宛

私は、六甲山系の老朽家屋等解体補助金交付要綱第 14 条第 2 項の規定により、当該補助事業に関する申請手続を下記代行者へ委任します。

### 記

#### 1 委任する内容

六甲山系の老朽家屋等解体補助金交付要綱第 7 条、第 9 条及び第 10 条に規定する申請の手続きに関する一切の権限

#### <委任者（申請者）>

住所	(〒 - )	印
団体名 (法人の場合)		
氏名 (法人は役職・代表者名) ※自署又は記名押印	(フリガナ)	
連絡先		

#### <受任者（代行者）>

住所	(〒 - )	印
団体名 (法人の場合)		
氏名 (法人は役職・代表者名) ※自署又は記名押印	(フリガナ)	
連絡先		

受任者にも交付決定通知書等の文書の写しの送付を希望します。

## 受領委任状

年 月 日

神戸市長 宛

私は、六甲山系の老朽家屋等解体補助金交付要綱第 14 条第 3 項の規定により、下記のとおり当該補助事業の補助金の受領を代理人へ委任します。

### 記

#### <委任者>

住所	(〒 - )	印
団体名 (法人の場合)		
氏名 (法人は役職・代表者名) ※自署又は記名押印	(フリガナ)	
連絡先		

#### <受任者>

住所	(〒 - )	印
団体名 (法人の場合)		
氏名 (法人は役職・代表者名) ※自署又は記名押印	(フリガナ)	
連絡先		

(裏面)

1 委任する内容

六甲山系の老朽家屋等解体補助金の受領に関する一切の権限

2 振込先口座

金融機関名		銀行		支店
預金種目	1. 普通	2. 当座	3. その他	
口座番号				
口座名義				

※ 口座名義は、受任者と同一の名義であること。

※ 振込先金融機関がゆうちょ銀行の場合、口座番号は下1桁を記載せず7桁を記載すること。